

THE RECORD

RIAJ 社団法人 日本レコード協会

RECORDING INDUSTRY ASSOCIATION OF JAPAN

平成7年10月1日発行

〒104 東京都中央区銀座7-16-3 Tel (3541) 4411(代)

平成7年10月号 No. 431

再販問題検討小委員会中間報告に 対する当協会の意見書の概要 について

先月号でもご紹介しましたとおり、7月25日に公表された公正取引委員会政府規制等と競争政策に関する研究会再販問題検討小委員会の「再販適用除外が認められる著作物の取扱いについて」、公正取引委員会事務局の「レコード盤、音楽テープ及び音楽用CDの流通実態等に関する調査報告書」に対し、当協会では、再販プロジェクト（座長、乙骨理事）を中心として対応策の協議が重ねられ、その結果、

- ①規制緩和推進計画との整合性に関する検証
- ②再販見直し全般の背景と視点に対する意見
- ③個々の問題点の指摘に対する具体的な反論

の3つの骨子から成る再販制度存続を要望する意見書を作成、9月1日付で公正取引委員会宛提出いたしました。

その3つの骨子のうち、意見書の当協会の主張の核となっている前2項目、1・2の全文を、今回掲載致します。

平成7年9月1日

公正取引委員会

委員長 小粥 正己 殿

社団法人 日本レコード協会

会長 松尾 修吾

「再販適用除外が認められる
著作物の取扱いについて」の
再販問題検討小委員会中間報
告に関する意見書

平成7年7月25日に公表された標記中間報告（以下「中間報告」と称します）並びに公正取引委員会事務局が取りまとめられたレコード盤、音楽テープ及び音楽用CD（以下「レコード」と称します）の流通実態等に関する調査報告書（以下「調査報告」と称します）に関して、以下の意見を具申し、レコードの再販制度存続の要望趣旨をご理解いただきたく、再度お願い申し上げます。

記

1、「規制緩和推進計画」（平成7年3月閣議決定）の目標との整合性について

今回の、著作物の再販制度の見直しについては、平成7年3月に閣議決定された「規制緩和推進計画」に検討項目として列挙されておりますが、それ故に、その見直しに当たっては、この「規制緩和推進計画」が目標とするところを観点として、その当否が判断されるべきと思料します。

同計画は、「①消費者の多様なニーズに対応した選択の幅の拡大、内外価格差の縮小等により、国民生活の質の向上を目指す」、「②内需の拡大や輸入の促進、事業機会の拡大を図り、対外経済摩擦の解消に資する」、「③国民負担の軽減、行政事務の簡素化を図る」ことを目標とすることを明示しておりますが、この目標を「レコード」の再販制度の見直しに置き換えてみるならば、昭和28年以来実施されてきた再販制度により既に充分その目標を達成しており、逆に、今ここで「レコード」の再販制度を撤廃することこそが、同計画が目標とする「国民生活の質の

向上」、「対外経済摩擦の解消」に逆行するものであると思われま。

即ち、国民生活の質の向上につながる「消費者の多様なニーズに対応した選択幅の拡大」については、再販制度により、我国のレコード市場は世界最多の作品数を誇り（年間の新譜アルバムが発売種類数は、販売金額で我国の2倍の市場規模を持つ米国の3倍にも達している）、大衆音楽はもとより世界各国の民族音楽、はた又我国古来の伝統音楽迄、消費者の多様な趣味、趣向に応じ、実に多彩な商品を提供しております。

又、「対外経済摩擦」についても、我国のレコード市場は、全く世界に開かれた市場となっており、資本面においても、流通面においても、外資は自由に参入し活発な事業活動を展開しており、又、現物の輸入においても、国内の洋盤のマーケットにおいて、大きなシェアを占めるに至っております。

そして、これ等の状況を踏まえ、米国レコード協会会長は、我国政府関係者並びに立法院の諸先生方にわざわざ意見具申されているところでありますが、再販制度の下、世界第2位の市場として、秩序ある発展を遂げている我国のレコード市場に対し、再販制度の見直しに当たっては

慎重なる対応を要請しております。

なお、「内外価格差」につきましては、「中間報告」において、具体的問題点として指摘をされている事項でありますので、項を改め「国内洋盤と輸入盤の価格差」及び「邦盤と洋盤の価格差」へ3(3)、(4)において、我々の見解を述べさせて頂いております。

2、「著作物に係る再販制度見直しの背景と視点」に対する意見

「中間報告」は、著作物に係る再販制度見直しの背景と視点について、「再販制度導入以来40年以上が経過し状況が変化している」、「近年において、流通市場における価格競争を促進することは、我国市場の開放性を高め、消費者利益の確保に資する」とし、「特に再販制度は、競争政策の観点からは、これを正当化することは通常困難である」と断じておられますが、そもそも著作物についてその特質を掘り下げることなく、他の一般的な商品と全く同じ視点に立つて、「競争政策」を消費者利益のための万能の尺度とされていることに根本的な誤りがあると思われま。

「競争」は、そもそも競争が行われた場合、その優劣が客観的に計れ

る価値基準が存在してこそその機能が發揮されるのであつて、競争の優劣を客観的に判断出来る基準が存在しなかったり、或いはその基準が曖昧な場合には、競争の成果を正しく判断することが出来ず、成果を把握出来ない尺度で事の良否を判断することとなり、論理的矛盾に陥ることになります。

一般消費財等著作物以外の商品については、「量」、「品質」、「性能」、「価格」という、競争の結果を客観的に評価出来る価値基準が存在し、そのため、自由な競争により市場を活性化させ、消費者利益に結びつけることが出来ますが、著作物については、これ等の価値基準が客観的判断基準として機能することは望み得ません。

著作物は、個々の著作物一つ一つがそれぞれ独自の価値基準を持つものであり（例えば、ユーミンの歌と五木ひろしの歌に誰が優劣がつけられるか）、又、その独自の基準すら受け手としての個々の消費者の趣向（好き嫌い）で左右されるものであります。（演歌の愛好者にとつて、ロック・ミュージックは単なる騒音であるかもしれません）

このように、客観的な価値基準が設けられず、結局は消費者の趣向に

より商品としての優劣が決まる著作物に対し、他の一般的商品と同じ視点に立つて「競争政策」を唯一絶対の判断基準とすることは、基本的な誤りといわざるを得ません。

特に著作物については、著作物が人間の精神活動の発露としての思想、感情、知識等を内容としており、又、消費者側も自己の精神的な充足感を得るためにこれ等の著作物を求めていることを考慮すれば、単なる「競争政策」による経済効果のみを絶対視するのではなく、そこには、「思想・良心の自由」、「学問の自由」、「信教の自由」、或いは「表現の自由」というような、憲法で保障されている基本的人権を守り、又、人間の精神活動において、より根源的な要因の実現をサポートする仕組みや尺度についての配慮も当然必要になつてくると思われま。

昭和28年の法改正の際に、著作物を一般指定商品とわざわざ区別して法定再販商品として認めたことは、明確に、一般商品と著作物の本質的な差異を認識して定めたものと推測され、事実、著作物の再販制度は、著作物の市場における多様な参入と選択の機会を提供し、その本来的な消費者利益の実現を図っているものであります。

青山学院大学、早稲田大学、著作権寄附講座、4年目に

日本レコード協会の50周年記念事業として、92年度から3年間、青山学院、早稲田両大学で開設された日本レコード協会寄附講座は、両大学の学生に好評を博し、著作権思想の普及に効果が大いとの判断のもと、学生のみならずの強い要望により、両講座共、さらに2年間継続することを決定し、現在、95年度の講座が進行中です。

今年度の講座のテーマは、半田正夫教授ご担当の青山学院大学は、「情報化社会と法」です。技術革新に伴って出現した様々な情報機器と著作権法とのかわりあいにスポットを当て、その功罪について検討を加えます。今年度も、例年同様、各業界の第一線で活躍されている専門家の方々を講師として迎え、最前線の動向について実践に沿った興味深い内容となっています。

去る9月25日の後期の第1回目の講義には、当協会より千葉事務局長が講師として招かれ、「レコード産業の発展と著作権」というテーマで話をしました。まず、日本のレコード産業の現状を、①著作権制度が産業の柱、②感性和最新技術の接点、③音楽は世界の共通語（「グローバル

ルビジネス」という3つのキーワードを用いて説明、以下、

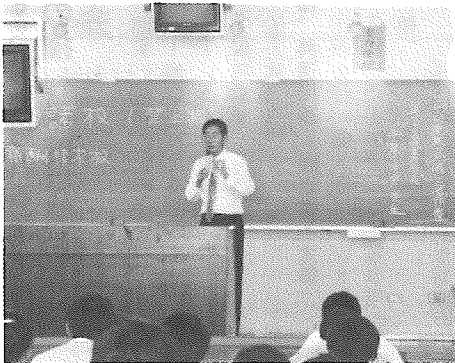
・「法」によるレコード保護の経緯、著作権制度とレコード産業のかわり

・レコード産業の課題

といった内容で進められました。

当日は、季節外れの真夏日となった蒸し暑い1日だったにもかかわらず、身近で興味深い内容に、みなさん熱心に受講されていました。

なお、土井輝生先生が担当されている早稲田大学の講座の今年度のテーマは、「著作権法と技術メディアの発展」となっております。



「買って見たい」キャンペーン実施「セル・ビデオ」販売キャンペーン

協会加盟各社のビデオ部門担当者で構成されているビデオ部会では、昨年に引き続き、レコード店でのセルビデオ販売についてユーザー及び販売店の認知度をより深め、加えて実売に結び付けていこうとする目的から、参加会社の押し物ビデオ各1作品のハイライトシーンを集めたデモ用ビデオの店頭上映及びユーザー投票を行うキャンペーンを実施することになりました。

店頭上映の実施によって、レコード店にてビデオが販売されていることの告知をユーザーに対し行い、各社の押し物を映像並びに雑誌広告で見せ、ユーザーからの投票を促すことにより、対象作品への購買欲をさらに喚起することを狙いとしております。

実施時期は、11月下旬～12月上旬です。この期間にデモ用ビデオの販売店での上映と、「ザ・テレビジョン」を中心とした雑誌に広告出稿を行います。

なお、ご投票いただいたユーザーのなかから、抽選で、音楽ギフトカード五、〇〇〇円分を百名、一、〇〇〇円分を千名にプレゼント致します。

第2回日本プロ音楽録音賞の応募受付を開始

昨年に引き続き、平成7年度「第2回日本プロ音楽録音賞」の応募受付が10月1日から開始されました。

本年度は、日本オーディオ協会、日本音楽スタジオ協会、日本レコード協会の3団体の他に、共催団体として日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟が参加、放送メディア作品も審査の対象となりました。

このことで、さらに音楽制作ならびに録音に対する一般ユーザーの認識を高めると共に、音楽、オーディオ産業のソフト分野における一層の向上および、レコーディングエンジニアの地位の確立を目指すことと致しました。

なお、授賞式は12月6日、東郷記念館を予定しています。

事務局人事

当協会事務局人事が左記のとおり発令されましたので、お知らせいたします。

記

・9月1日付

総務部長代理 高田秀男
(イチク(株)より出向)

なお、芦沢四朗著作権部長は9月15日付をもって退職いたしました。

WIPOの「ベルヌ条約に対する考えられる議定書」と「実演家とレコード製作者の権利保護に関する考えられる文書」の専門家委員会

9月4日～12日の間、スイスのジュネーブで、この2つの専門家委員会が開催されました。

この専門家委員会は、議定書については第5回目、実演家等の保護に関する文書については第4回目の会期となりました。

従来、議定書と実演家等の保護に関する文書の検討は、並行して行われてきましたが、今回の会期では、初日の冒頭に、それぞれの委員会で扱われる問題を以下のとおり分類し、今回期で検討することとされました。

一、一般討議（両委員会共通） 二、議定書問題

- ① コンピュータ・プログラム
 - ② データ・ベース
 - ③ 音楽作品のレコード化に関する強制許諾
 - ④ 放送及び衛星通信に関する強制許諾
 - ⑤ 写真の著作物の保護期間
 - ⑥ 衛星による公の通信
- ## 三、実演家等の保護に関する文書
- ① 実演家の人格権
 - ② 実演家の経済的権利・生の実演
 - ③ 経済的権利（複製、私的複製、

翻案、放送、公の通信）

― 固定された実演の実演家

― レコード製作者

④ 保護期間

⑤ 方式

四、共通問題（議定書と文書）

① 頒布権、輸入権、レンタル権

② 特定のデジタルの協議事項の問題

― 送信による複製、送信権、デジタル送信「オンデマンド」

― オリジナリティのないデータ

ベースの独自の権利

③ 権利の執行

④ 技術的手段、権利の管理情報

⑤ 内国民待遇

五、会期終了― 今後の作業のための勧告

今後、議定書関係で継続して検討が行われる主な問題として、「音楽著作物のレコード化と、放送及び衛星通信に関する強制許諾制度」が挙げられます。この問題については、EC（欧州委員会）の意見とアメリカの意見が異なっていますが、委員会全体としては、強制許諾を廃止する方向を打ち出しているECの意見

に基づいて今後の検討が行われます。

実演家等の保護に関する文書の問題は多岐に亘っており、各国政府委員の意見の違い、NGO（非政府組織）それぞれの分野の利害による意見の違いが多く、今後の検討に委ねられる部分が多々残されています。

以下に議論が分かれる課題について若干触れます。

＜実演家の人格権＞

アメリカ以外の殆どの国の政府代表がこの権利を支持しています。

NGOでは、放送関係団体の殆どが、この権利の包含に消極的な意見を述べました。

議長は、人格権を実演家等の保護に関する文書に包含する方向を打ち出し、次の委員会で引続き検討することを表明しました。

＜実演家等の経済的権利＞

この問題では、実演家の生及び固定された実演に対する経済的権利と、レコード製作者の経済的権利について検討されました。

実演家の生の実演に対する経済的権利の前提として、ECが「排他的権利」を提案しているのに対し、アメリカは、「いくつかの権利行使ができる可能性」を提案している点が違いますが、WIPO事務局によって指摘されました。

政府委員と国際機関の委員からは

EC提案を支持する声が多く聞かれましたが、NGOの中で、放送関係の全ての代表者はEC案不支持の意見表明をしました。

実演家の固定された実演とレコード製作者のレコードに対する経済的権利については、過去の専門家委員会で討議されてきているものの、映像著作物の扱いも含め、議論は尽くされなかったため、議長は次回も検討を続けることとし、この会期における検討を終了することを宣言しました。

共通問題で中心に検討されたのは、頒布権、輸入権、レンタル権です。

頒布権と輸入権の関係では、双方を同時に扱うべきとの意見と、別個に扱うべきとの意見があり、また、国内消尽と国際消尽の意見の違いもあるため、今後の検討で明らかにされていくことになります。

レンタル権については、レコードに関する限り、TRIPS協定の運用で問題はありませんが、視聴覚著作物の扱いについては議論が分かれています。

最後に議長から、今後の方向について、委員会での検討だけでなく、外交会議にもベンディングの諸問題の検討を委ね、できるだけ早い時期に2つの委員会の検討事項が解決されるよう、作業を進めていくことが宣言されました。

日本レコード協会ヒットチャートデータによるランキング

平成7年8月度(7月21日～8月20日)のヒットチャートデータがまとまりました。これによる各ランクの5位までは次のとおりです。

順位	タイトル	アーティスト	発売元
■邦楽・洋楽合同シングル 5 位			
1.	LOVE LOVE LOVE／嵐が来る	Dreams Come True	(SME)
2.	シーソーゲーム～勇敢な恋の歌～	Mr. Children	(TF)
3.	突然	FIELD OF VIEW	(ZA)
4.	恋の罠しかけましょ	FUNK THE PEANUTS	(SME)
5.	Stop the music	安室奈美恵	(TO)
■洋楽シングル 5 位			
1.	レディ・ラック	ロッド・スチュアート	(WJ)
2.	ラ・イスラ・ボニータ	／ヒューマン・ネイチャー	(WJ)
3.	シャイ・ガイ	ダイアナ・キング	(SME)
4.	TELL ME	UK-Trive	(EB)
5.	イフ・ウィ・ホールド ・オン・トゥゲザー	ダイアナ・ロス	(MV)
■邦楽・洋楽合同アルバム 5 位			
1.	LA. LA. LA	大黒摩季	(BG)
2.	Love Of My Life	今井美樹	(FL)
3.	She loves you	渡辺美里	(SME)
4.	SINGLES	氷室京介	(TO)
5.	avex dance matrix '95	trf 他	(AV)
■クラシックアルバム 5 位			
1.	アダージョ：カラヤン	ヘルベルト・フォン・カラヤン指揮 ／ウィーンP.O	(PO)
2.	ディズニー・マジカル・ワールド	エリック・カンゼン／シンシナティ・ ポップスオーケストラ	(MME)
3.	シェンベルク：浄夜	小沢征爾／	(PO)
4.	マック・ザ・ナイフ～枯葉 ベスト・オブ・ウテ・レンバー	サイトウ・キネン・オーケストラ ウテ・レンバー	(MME) (PO)
5.	セレナータ	ホセ・カレーラス	(WJ)
■洋楽アルバム 5 位			
1.	ラフ・アンド・スムーズ	C. J. ルイス	(MV)
2.	タファー・ザン・ラヴ	ダイアナ・キング	(SME)
3.	NOW EX	シャンプー 他	(TO)
4.	ディズニー・ ファンティイリュージョン！		(PO)
5.	彼女は tuesday girl	tuesday girls	(MME)

※日本コロムビア(C)/ビクターエンタテインメント(V)/キングレコード(K)/ティチク(TE)/ポリドール(PO)/東芝EMI(TO)/日本クラウン(CR)/徳間ジャパン(TJ)/ソニー・ミュージックエンタテインメント(SME)/日本フォノグラム(PH)/ポニーキャニオン(PC)/ワーナーミュージック・ジャパン(WJ)/アパロン(AP)/フォーライフレコード(FL)/バップ(VAP)/トランスレコード(TA)/ポリスター(PS)/アルファレコード(AL)/キティエンタープライズ(KT)/ファンハウス(FUN)/イーストウエスト・ジャパン(EW)/BMGピクチャー(BV)/NECアベニュー(NA)/WEAミュージック(WEA)/メルタック(ME)/ハミングバード(HB)/TDKコア(TDK)/メディアレモラス(MR)/AXEC(AX)/トイズ・ファクトリー・レコード(TF)/バンダイ(BC)/パイオニアLDC(PI)/MCAビクター(MV)/ロックアウトレコード(RO)/エイベックス・ディー・ディー(AV)/ピージ(BJ)/ヴァインレコード(ZA)/BMGルームス(BM)/ビーグラム(BG)/ワン・アップ・ミュージック(EP)

8月度「ゴールド・アルバム」他認定作品

8月度のゴールド・アルバム他が次のとおり認定されました。

■アルバム(15作品)

●トリプル・プラチナ

LA, LA, LA／大黒摩季 (BG)
ジーズ・デイズ／ボン・ジョヴィ (MME)

●ミリオン

SINGLES／氷室京介 (TO)

●ダブル・プラチナ

She loves you／渡辺美里 (SME)

●プラチナ

Love Of My Life／今井美樹 (FL)
SMAP 007 Gold Singer／SMAP (V)
MEGA HITS～Groove
／エイス・オブ・ベイス 他 (BV)
SKID ROW／SKID ROW (EW)

●ゴールド

avex dance matrix '95／trf 他 (AV)
LADY GENERATION／篠原涼子 (SME)
Discovery
／SING LIKE TALKING (FUN)
空の飛び方／スピッツ (PO)
ラフ・アンド・スムーズ／C. J. ルイス (MV)
ディズニー・ラブ&バラード・コレクション／
レジーナ・ベル&ビーボ・ブライソン 他 (PC)
ラガ・マックス
／ダイアナ・キング 他 (SME)

■シングル(18作品)

●トリプル・プラチナ

LOVE LOVE LOVE／嵐が来る
／Dreams Come True (SME)
シーソーゲーム～勇敢な恋の歌～
／Mr. Children (TF)
love me, I love you／B'z (BM)

●ミリオン

GOING GOING HOME
／H Jungle with t (AV)

●プラチナ

恋の罠しかけましょ
／FUNK THE PEANUTS (SME)
Over Drive／JUDY AND MARY (SME)
Stop the music／安室奈美恵 (TO)
Feel Like dance／globe (AV)
LADY GENERATION／篠原涼子 (SME)
あの夏を探して／TUBE (SME)
Longing～跡切れたmelody～
／X JAPAN (EW)
突然／FIELD OF VIEW (ZA)

●ゴールド

すべてはホントでウソかもね
／米米 CLUB (SME)
Hurt to Heart～痛みの方へ～
／中山美穂 (K)
BABY'S GROWING UP／内田有紀 (K)
白いカイト／MY LITTLE LOVER (TF)
ハートブレイク／藤井フミヤ (PC)
み・れ・ん／藤あや子 (SME)

世界の話題

アメリカ

■バー法案闘争

今秋、音楽業界に関連する法案が検討されます。全米の作家と音楽出版社の団体は、全米レストラン協会及びその地域団体と法制を巡って闘うことになりそうです。提出された法案は、店舗でのBGMの使用料の免除を求めるものです。

法案は、マルチ・スピーカー・システムのラジオの音楽には適用されますが、生演奏、テープ、ジュエックボックス、音楽ビデオには適用されません。権利団体(ASCAP)の試算では、無料音楽演奏による逸失利益は、年間収入の20%、6千万米ドル(ASCAPの非放送一般ライセンス料とはほぼ同額)に及んでいます。

権利団体は、音楽を店で使用するためにマルチスピーカーを接続するならば、使用料を支払うべきだと主張しています。

また、法案はプログラム毎のライセンスやレパートリーへのオンライン・アクセス等にも免除を要求しています。

今年、バー等の所有者は下院の協力を得て、下院第789法案の賛同者を増やすことを成功させました。現在同法案は、小委員会にペンディングとされていますが、支持者が多いことから直接下院に送られるでしょう。最初の法案提出者は、現在上院に選出され、同趣旨の上院法案第1137号を提出しま

したが、ヒアリングの予定は立っていません。

権利団体は、13州で同様の法案の撤回運動を行っていますが、既に、他の8州では法案が既に通過しており、これ以外の28州では法案がペンディングされています。

他の音楽関連の法案の状況については、音楽作品の保護期間を、作家の死後50年からEUの勧告する70年に延長する法案はペンディングされています。

また、ラジオ関連法案はテレコミュニケーション法案の一部ですが、ラジオのオーナーシップ制限を全て取り払う条項を含んでいます。全米放送事業者協会は、規制廃止に賛成ですが、評論家は、法案は地方番組の多様性を変える可能性のあることを警告しています。

行政は、地方市場におけるメディア集中の懸念から、ラジオのオーナーシップ条項を含めて、テレコミュニケーション法案への拒否権を発動する構えです。

(ビルボード '95/9/2)

イタリア

■SIAE、権限濫用

イタリアの作家権利団体SIAEは、その独占的な地位の濫用により、当局から厳しい注意を受けました。独占禁止委員会は、SIAEのディスコに対する使用料の超過要求と、徴収使用料の不公平な分配を告発しました。

同国ディスコ同盟が、欧州の平

均よりも65%強割高使用料を払っているのは、SIAEの不正さからだと訴えたことを、8月の委員会で報告公表しました。

委員会はその報告の中で、同盟の言い分を認めると同時に、SIAEが作家や出版社に公平な分配も保証していないことを伝えています。

報告書は、7月のSIAEの改革は、会員や団体への権利収入の分配方法の再構築を目的としたものであることを認めました。

SIAEは「独占禁止委員会の指導の実質的効果は、ディスコの使用料を減額するものではない。過去、SIAEがディスコに請求した額について、その収入の分配方法が疑われるものであるならば、今回の改革は不均衡を取り除くであろう。委員会の指導によって、我々の会員権利者は、他の欧州諸国よりも高い保護を受ける」と述べました。

同国のクラブ所有者は、平均で入場料の10%をSIAEに支払っています。(去年のクラブからの徴収額は870億リラ(5,600万米ドル)でした)

同盟の代表は、委員会の指導を歓迎しましたが、使用料の減額は難しいとの見解を示し、以下のように述べました。「戦いは始まったばかりだ。SIAEやら税金やらで、結局、我々は収入の65%を支払っている。SIAEは、最後の私的な税金徴収者である」

ビルボード '95/8/26)

会議メモ (主なもの)

(9月1日~9月30日)

9・5 廃盤セールプロジェクト

9・6 ニューメディア・制作合同技術専門部会

9・7 営業部会

9・7 技術委員会

9・7 Q盤プロジェクト

9・8 レコード制作基準倫理委員会

9・13 著作権部会

9・19 邦楽制作部会

9・19~20 業務委員会

9・20 洋楽宣伝専門部会

9・22 二次使用料委員会

9・26 ビデオ部会

9・27 消費者専門部会

9・28 調査統計部会

9・29 理事会

1995年 8月レコード生産実績

数量：千枚・巻
単位
金額：百 万 円

表1. オーディオディスク

		8月 実 績						1995年(1月～8月) 累 計					
		数 量	構成比	前 年 同月比	金 額	構成比	前 年 同月比	数 量	構成比	前 年 同期比	金 額	構成比	前 年 同期比
C	邦 洋	12,574	43	117	7,993	24	115	104,668	39	120	65,287	20	115
	計	177	1	126	99	0	114	2,032	1	118	862	0	90
	計	12,751	44	117	8,092	24	115	106,701	40	120	66,149	20	114
D	邦 洋	9,951	34	74	16,001	47	66	100,395	38	110	172,187	53	108
	計	6,526	22	114	9,803	29	114	59,575	22	115	89,006	27	112
	計	16,476	56	86	25,804	76	79	159,970	60	111	261,193	80	109
小計	邦 洋	22,524	77	93	23,994	71	77	205,064	77	115	237,474	72	110
	計	6,703	23	115	9,902	29	114	61,607	23	115	89,868	27	112
	計	29,227	100	97	33,895	100	85	266,671	100	115	327,342	100	110
アナログ	邦 洋	28	0	75	27	0	35	200	0	154	282	0	147
	計	10	0	49	19	0	55	129	0	71	255	0	78
	計	38	0	66	46	0	41	329	0	106	537	0	103
合 計	邦 洋	22,553	77	93	24,021	71	77	205,264	77	115	237,756	73	110
	計	6,712	23	114	9,921	29	114	61,736	23	115	90,124	27	112
	計	29,265	100	97	33,941	100	85	267,000	100	115	327,880	100	110

表2. オーディオテープ

		8月 実 績						1995年(1月～8月) 累 計					
		数 量	構成比	前 年 同月比	金 額	構成比	前 年 同月比	数 量	構成比	前 年 同期比	金 額	構成比	前 年 同期比
カセット	邦 洋	1,918	99	85	1,603	99	94	15,455	99	83	13,021	99	84
	計	11	1	43	14	1	50	174	1	72	188	1	66
	計	1,929	100	84	1,617	100	93	15,628	100	83	13,210	100	84
カートリッジ	邦 洋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	邦 洋	1,918	99	85	1,603	99	94	15,455	99	83	13,021	99	84
	計	11	1	43	14	1	50	174	1	72	188	1	66
	計	1,929	100	84	1,617	100	93	15,628	100	83	13,210	100	84

表3. 複合型CD (CDグラフィックス、CD-I、CD-ROMなど)

		8月 実 績						1995年(1月～8月) 累 計					
		数 量	構成比	前 年 同月比	金 額	構成比	前 年 同月比	数 量	構成比	前 年 同期比	金 額	構成比	前 年 同期比
邦 盤		5,205	100	244	1,616	99	66	29,016	100	213	12,766	99	98
洋 盤		12	0	72	19	1	88	131	0	269	191	1	258
合 計		5,217	100	243	1,635	100	66	29,147	100	214	12,958	100	99

表4. ビデオレコード

		8月 実 績						1995年(1月～8月) 累 計					
		数 量	構成比	前 年 同月比	金 額	構成比	前 年 同月比	数 量	構成比	前 年 同期比	金 額	構成比	前 年 同期比
ディスク		1,013	37	329	3,047	35	135	9,269	38	89	27,421	34	84
テープ		1,702	63	105	5,605	65	105	15,096	62	131	52,539	66	115
合 計		2,715	100	141	8,652	100	114	24,365	100	111	79,960	100	102

表5. オーディオ/ビデオ/AV複合型レコード合計

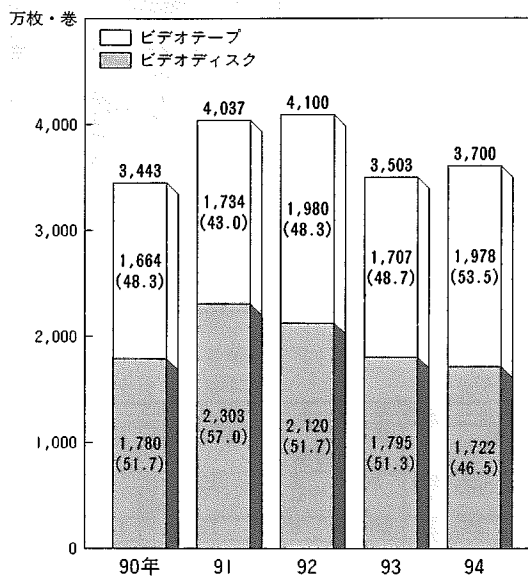
		8月 実 績						1995年(1月～8月) 累 計					
		数 量	構成比	前 年 同月比	金 額	構成比	前 年 同月比	数 量	構成比	前 年 同期比	金 額	構成比	前 年 同期比
オーディオ		31,194	80	96	35,559	78	85	282,628	84	112	341,089	79	109
複合型CD		5,217	13	243	1,635	4	66	29,147	9	214	12,958	3	99
ビデオ		2,715	7	141	8,652	19	114	24,365	7	111	79,960	18	102
合 計		39,126	100	107	45,845	100	89	336,141	100	117	434,007	100	107

備考 1. 本年実績は、会員会社「30社」の集計である。
2. 単位未満四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

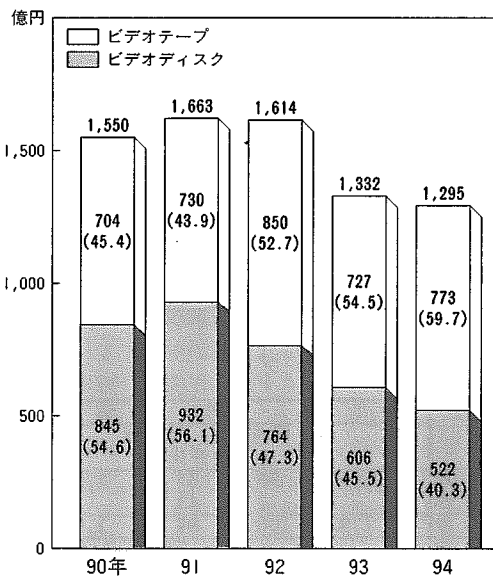
ビデオレコード生産の推移

本号では、ビデオレコードの最近5年間の種類別生産実績と、統計を開始した1985年から1994年までの10年間の推移としてまとめました。

図表1 ビデオレコード生産数量の推移（万枚・巻）



図表2 ビデオレコード生産金額の推移（億円）



(注) 1. 数値は、四捨五入により内訳と合計が一致しない場合がある。
2. () 内の数値は構成比。

図表3 ビデオレコード種類別生産数量・金額の推移

西 暦	数 量 (千枚・巻)			金 額 (百万円)		
	ビデオディスク	ビデオテープ	合 計	ビデオディスク	ビデオテープ	合 計
1985	6,459 (-)	2,576 (-)	9,035 (-)	37,732 (-)	23,102 (-)	60,833 (-)
1986	8,098 (125)	3,556 (138)	11,654 (129)	53,205 (141)	32,838 (142)	86,042 (141)
1987	8,299 (102)	4,853 (136)	13,153 (113)	55,161 (104)	42,260 (129)	97,421 (113)
1988	10,389 (125)	8,395 (173)	18,784 (143)	64,263 (117)	60,560 (143)	124,823 (128)
1989	12,026 (116)	15,183 (181)	27,208 (145)	64,208 (100)	79,792 (132)	144,000 (115)
1990	17,795 (148)	16,639 (110)	34,434 (127)	84,547 (132)	70,436 (88)	154,983 (108)
1991	23,030 (129)	17,342 (104)	40,372 (117)	93,221 (110)	73,050 (104)	166,271 (107)
1992	21,202 (92)	19,801 (114)	41,003 (102)	76,362 (82)	85,023 (116)	161,385 (97)
1993	17,954 (85)	17,074 (86)	35,029 (85)	60,589 (79)	72,661 (85)	133,249 (83)
1994	17,220 (96)	19,778 (116)	36,998 (106)	52,177 (86)	77,297 (106)	129,474 (97)

(注) 1. 数値は、四捨五入により内訳と合計が一致しない場合がある。
2. () 内の数値は対前年比。